

法の記録と正義の記憶

—Louise Erdrich の *The Round House* 再読—

小池理恵

抄 録

アメリカ先住民オジブウェ (Ojibwe) 族の血を引く作家ルイズ・アードリック (Louise Erdrich, 1954-) は、正義三部作の二作目である *The Round House* (2012) において、法で守られることのないアメリカの先住民は、正義の実践とどのように向き合うのか、という問題に正面から取り組んでいる。そのテーマに至ったのは、「先住民」というアイデンティティと居留地という「植民地」にまつわる法の限界という現実的な問題が複雑に絡みあっているからである。

本稿は、アメリカ文学における法と正義という大きなテーマを小説 *The Round House* に焦点を絞り、普遍 (不偏) であるべき法が正義の実践の足枷となるという現実をどう乗り越えていくのか、現代北米先住民作家としてアードリックが行き着いた文学のできる解決法とはどのようなものなのかを検証し、それによって生じる「法<文学」の可能性に言及したい。

キーワード：法と文学、正義、先住民、居留地、植民地

1. はじめに

本稿の大テーマである「文学における法と正義」には、3つの経路から行き着いた。第一は、Lindsey Collen¹ (1948-) の *Mutiny* (2001) を通じた経路、第二は、目取真俊² (1960-) の「希望 (Hope)」(1999) を通じた経路、そして第三は、日本アメリカ文学会中部支部のワークショップ³ で取り上げたルイズ・アードリック (Louise Erdrich) (1954-) の *The Round House* (2012) を通じた経路である。

第一の経路である *Mutiny* には、モーリシャスの憲法や法令が各セクションの冒頭に配置されている。女性の囚人たちが投獄されている理由が明かされてゆく中において、「真の罪」とは何か、「正義」が実践されているのか、というモーリシャス社会の状況に関する問いを提示しようとする作家の意図が読み取れる。⁴ 第二の経路である

¹ 南アフリカ生まれのモーリシャス人の活動家であり作家である。創作活動は英語とモーリシャス語で行っている。

² 沖縄を代表する活動家であり作家である。「希望」は1999年6月に朝日新聞に掲載され、後に『沖繩/草の声・根の意志』(2001) に収録されている。

³ 本稿は、日本アメリカ文学会中部支部ワークショップ (2017年12月) で口頭発表した原稿を基に大幅に加筆修正したものである。

⁴ 筆者は “Race Wars in CELL: a Reading of Lindsey Collin’s *Mutiny*” (2016) で一部検証している。

「希望」には、日本の国土でありながら日本の法では裁くことができないケースが存在する沖縄で、実際に起きた少女のレイプ事件に関わる「米軍基地と米軍兵たち」の問題が描かれている。主人公が下した「怒りを表現するための殺人と自死」という決断が果たして「希望」につながるものなのだろうか、と問いかけている。⁵そして第三の経路では、アメリカの内部にある「居留地 (Indian Reservation) と先住民 (American Indian or Native American)」⁶とその境界線から外の問題が描かれている。法の境界線の問題という点では「希望」と共通する視点で読むことができる。

大テーマである「文学における法と正義」に関しては、双方向からのアプローチが可能である。換言すれば、法学に発ち文学を活用するアプローチと、文学に発ち法という切り口で読解するアプローチである。前者には、林田による『《法と文学》の法理論』(2015)がある。それは「法や法学についての新しい理解を作り出すことを明らかにしよう」(i)とする法現実主義の系譜であるところの法理論の一例である。世界中の作家と文学作品をその分析対象として。例えば、R.H. ロレンスの『チャタレイ夫人の恋人』では、その表現の問題を実際の裁判を通して考察し、日本文学では夏目漱石の『門』(1910)における社会規範と掟について分析している。またフィクションと現実の法という視座からは、F.カフカ『審判』、A.カミュ『異邦人』、H.メルヴィル『ビリー・バッド』に至るまで幅広い文学作品を分析している。端的に言えば、社会文化的コンテクストで法の背後に潜む問題や、法と社会規範の関係性にまつわる諸問題を問い直すことで法学に新たな理解を創造する試みである。法学者として、「法は法学で完結させるべき」とは主張せず、多様な解釈を持つべきだという立場をとっている。文学作品の分析が法の新たな理解を生み出す一助となることを証そうという壮大な試みである。その他に、小林の『法と文学－歴史と可能性の探求－』(2020)が挙げられる。小林はまず「法と文学」は“law and Literature”という研究分野としてアメリカで展開していることを確認するために、その歴史を検証する。その後日本における「法と文化」の思想史を検討し、「法と文学」について今後の可能性を提示する。

後者には、越川、杉浦、鷺津編の『“法”と“生”から見るアメリカ文学』が挙げられる。人間の営みを描く文学作品を法という共通項を導入し、分析している論集である。人間は人間が定めた法に従うのか抗うのかというテーマで、アメリカ文学の作家と作品の中でも、N.ホーソンの『緋文字』、H.メルヴィルの『ビリー・バッド』、E. A.ポウの「黒猫」をはじめ、T.ドライサー、E.ヘミングウェイ、W.アーヴィングらのいわゆるキャンオンと呼ばれる作家たちの作品をその分析対象としている。その中で余田は「オジブウェの『法』とエグザイルの『生』」で、アードリックと同じオジブウェ

⁵ 筆者は「文学における焼身自殺－デリーロと目取真の自死のかわし方－」で一部検証している。

⁶ 本来は保留地の意味合いを持つが今は居留地またはインディアン自治区と呼ばれる。アメリカの「先住民」の総称はいまだ統一されていない (Indian; American Indian; Native American)。本稿ではそれぞれ「居留地」と「先住民」と表記する。

の作家G.ヴィゼナーの作品を分析している。⁷

人間が関わるあらゆる時空に散在するテーマを扱っている文学であるならば、その中に「法」も含まれる。一見すると相容れない「文学（フィクション）と法（ノンフィクション）」が、いかに作品中で共生あるいは共鳴しうるかといった視点を持ちつつ、その先にある以下の探求の可能性を探りたい：法に有用な背景的情報源としての文学は存在しうるのか、アメリカにおける複数の法とその文学的実践のかたちと現実問題として世界で最も高い投獄率を誇るアメリカは正義の国と言えるのか（特に死刑の適用においては社会的マイノリティに対する偏見が見られる）、そして文学は法では救われない人たちの心を救えるのか。

アメリカの先住民オジブウェ族の作家アードリックの「正義三部作（Justice Trilogy）」は、ピューリッツァー賞フィクション部門のショートリスト *The Plague of Doves* (2008)、全米図書賞受賞作 *The Round House*、全米批評家協会賞受賞作 *LaRose* (2016) から成る。「正義」とは何か、どのようにしたら「正義」を達成できるのかを問う作品群である。

NYT Book By CHARLES McGRATHMAY 6, 2016

Louise Erdrich on Her New Novel, 'LaRose,' and the Psychic Territory of Native Americans

It wasn't until 1978, she said ruefully, that the government stopped removing Indian children from their families and sending them to boarding schools for the sake of assimilation.

It was also not until 1978 that Congress passed a law guaranteeing Native Americans the freedom to practice their religions. "The idea was that the Indian people were just supposed to vanish," she said. Still, an element of shrewd foresight in the treaties that Native Americans signed over the years made eradicating their cultures more difficult. "Besides being a people, they're also a legal entity, and the history of Native people quickly became a legal history," Ms. Erdrich said. She smiled. "That's why most smart native people are lawyers, not writers," she said. ⁸（下線付加）

本稿では、「先住民」が「民族であると同時に法的実在」であり、その事実が「法の歴史」となっている、というアードリック自身の言葉を踏まえ、「先住民」の法律家

⁷ 前者と後者の中間にある研究者がボズナー、リチャード・アレンである。アレンはイェール大学で英文学を専攻し、その出発点は文学である。しかしながらその後は法学への道を突き進むことになる。ここではボズナーの立ち位置の確認のみに留める。

⁸ <https://www.nytimes.com/2016/05/07/books/louise-erdrich-on-her-new-novel-larose-and-the-psychic-territory-of-native-americans.html> (04/12/2017 閲覧日)

ではなく作家として、これまでの枠組みを外しフィクションだからこそできる救済、正義の実践の形を *The Round House* から読み取ることが目的とする。作品に映し出される複数の法が抱える矛盾、そして復讐か正義か、その正義を実践する主体は誰かといった問題を検証し、アメリカにおける複数の法と部族の慣行による贖罪と救いについてアードリックの意図を考察したい。

2. 「正義」する主体

The Round House の舞台となるのは、1988年ノースダコタ州の保留地(Hoopdance)である。“Erdrich’s crusade against rape” (Tharp 25) と評されるように、レイプ殺人事件の容疑者に対する聖戦であり、アメリカ司法の限界ゆえに正当な裁きを受けさせることができず、先住民が犠牲となる犯罪に対する正義の有り方が問われている作品といえる。その正義を成就する主体は、被害者の若干13歳の息子 ジョー・クーツ (Joe Coutts) である。彼が、レイプされた母親ジェラルディン・クーツ (Geraldine Coutts) の「復讐」を果たす、あるいは「正義」を実践する姿が描かれている。余田は「正義を成就する役割が先住民の子供に課されている点」に注目している (16)。子供であるジョーには法に関する知識はない。部族の女性に対する性的暴力や、部族の人々の正義のあり方についても知らない。母親がレイプされたことで彼の子供時代が一気に加速する。

物語は大人になったジョーの回想録として進行する。進行役の彼はまた、大人の果たせない責任を引き受ける子供としても描かれている。「アードリックは伝える役割を担う大人よりも受け継ぐ役割を担う子供に焦点をあてている」(余田 36) と評されるようにジョーが背負うその役割は、小説の冒頭からも読み取ることができる。

Small trees had attacked my parents’ house at the foundation. They were just seedlings with one or two rigid, healthy leaves. Nevertheless, the stalky shoots had managed to squeeze through knife cracks in the decorative brown shingles covering the cement blocks. They had grown into the unseen wall and it was difficult to pry them loose. (1; 下線付加)

「小さな」木々は、この小説で象徴的な役割を演じることになる。ジョーは、両親の家の土台から侵入してきた木の根を父親のバジル・クーツ (Bazil Coutts) と協働して取り除こうとするとところから物語は始まる。バジルは木を取り除こうと奮闘している。

アードリックはこの物語のはじまりについて次のように述べている。「両親の家の土台に伸びてきた雑草や若木の根を掘り出しているときに」ある声を聞いた。それはジョーの声だったと振り返る。「不公正という根が自分の家族を引き裂いた」と気づくジョーの声だ、というのだ (都甲 333-334)。この冒頭部分は、居留地に侵入する不可視化された犯罪と複雑な法の境界線という問題提起への導入と捉えることができ

る。この法の複雑性と境界線については後述する。

バジルは、いつもとは違い完全に取り除かないまま途中で作業を終わらせようとする。

My father stood, stretching his sore back. That's enough, he said, though he was usually a perfectionist.

I was unwilling to stop, however, [...] I continued to pry at the hidden rootlings. (2; 下線付加)

一方、ジョーは隠れた根を掘り返す作業を継続する。これから始まる犯人捜しと正義の実践への伏線となるところだ。加えて、大人の責任を引き受ける子供の姿を読み取ることができる。つまり、父親が途中で諦めてしまった作業を最後まで続けようとする姿である。

ジョーが自分の名前を自ら選ぶような子供であることも注視すべきである。

I am the second Antone Basil Coutts, but I'd fight anyone who put a junior in back of my name. Or a number. Or called me Basil. I'd decided I was Joe when I was six. When I was eight, I realized that I'd chosen the name of my great-grandfather, Joseph. (6; 下線付加)

ジョーは6歳で自ら選択したと思っていた名前が、実は曾祖父の名に由来することを8歳になり気づく。家系に連なる重責を担いつつも父とは異なる正義を実践する主体となる未来を予見するエピソードである。

I was the sort of kid who spent a Sunday afternoon prying little trees out of the foundation of his parents' house. I should have given in to the inevitable truth that this was the sort of person I would become, in the end, but I kept fighting it. Yet when I say that I wanted there to be *something*. [...], something out of the ordinary. (6; 下線付加)

ジョーはバジルが投げ出した作業をひとり続ける。しかしその行為は単なる「継続」にとどまらない。換言するならば、父と同じ名前や曾祖父に由来する名前を「継承」するのではなく新たにジョーという名を獲得したように、そして判事である父が果たせない「正義」を実践する主体という意味での「何（者）か」になるのだ。それは、「ordinary」という単語に「直轄権をもつ」判事の意味も内包させていると解釈するからだ。判事である父（ordinary）を超え正義を実践する重要な何者か（something）である。

バジルは、部族の判事であり、長年法に携わってきた（He had become a lawyer,

then a judge.(5))。彼は『連邦インディアン法ハンドブック (*Handbook of Federal Indian Law*)』をバイブル (the law book my father called *The Bible*.(3)) と呼ぶ程の忠実な「法の番人であり実践者」でもある。ここでアードリックは「法とバイブル」を重ねてみせる。バイブルとは一般に宗教的な法とも解釈でき、更に部族の精神的な信念でもある。バジルの法に対する信念は、神父の永遠の創造主に対する信念と同等である。同様に大切なのが妻であるジェラルディンだ。従ってジェラルディンの不在は彼と息子の時を止めるほどの重大事なのだ。

Mom would have returned by now to start dinner. We both knew that. Women don't realize how much store men set on the regularity of their habits. We absorb their comings and goings into our bodies, their rhythms into our bones. Our pulse is set to theirs and as always on a weekend afternoon we were waiting for my mother to start us ticking away on the evening. And so, you see, her absence stopped time.

[...]

Let's go find her, he said. (4; 下線付加)

しばらくすると、ジェラルディンが出かけたまま、本来戻っているはずの時間に帰宅していないことに気づく。先住民の男たちは女たちの行動パターンが体に染みついている。それはまるで女が男の体内時計であるかのようだ。バジルはジェラルディンを「見つけ」に出かけようとジョーに伝える。他の言葉「探す“look for, nor search”」(4)ではなく「見つけ出す」という言葉を使っていることからバジルの妻への思いが理解できる。

その後、帰宅したジェラルディンは、車から降りようとせず放心状態のままガソリンと嘔吐物の臭いに包まれている。明らかに酷くショックを受けている。ジョーとバジルは彼女を救急に連れて行き、ジョーは母親が「暴力的にレイプされた“Violently raped” (19)」ことを知る。複数の管轄区の警察がジェラルディンとバジルの供述を記録する間、ジョーは叔母のクレマンズ (Aunt Clemence) に連れられて帰宅する。ジェラルディンは、残忍な暴力とレイプされたことが原因でひどい鬱状態に陥り外出することを恐れ寝室に閉じこもってしまう。孤独の中に引きこもり、自分を癒す時間を作るだけでなく、家族を守ろうとする。

Now listen to me, Joe. [...] You will leave me to think the way I want to think, here. I have to heal any way I can. [...] You will not go after him. You will not terrify me, Joe. (113; 下線付加)

ジェラルディンはレイプ事件に関することは一切話そうとはしない。ジョーは母親が犯人を知っているが、犯人に復讐するのではないかと心配して自分には隠していると

感じる。

ジョーとバジルは、容疑者を探すために過去の事件簿を調べはじめる。その中で、リンダ・ラク・ウィシュコブ (Linda Lark Wishkobs) という女性の養子縁組 (*informally adopted by the Wishkobs and raised among their family as an Indian.*(64)) に関するファイルが目にとまる。

As Linda is non-Indian by blood, as there is no legal evidence that the Wishkobs formally adopted Linda. [...]

Strange, I said.

It gets stranger, said my father. (65; 下線付加)

リンダは白人でありながら先天性障がいのおかげで生みの親に育児放棄され、オジブウェ族の家庭に養子に出されていた。このエピソードから、「先住民」の女性の境界を越えた優しさと生命を守ることへの強い信念を読み取ることができる一方で、「血統」によるアイデンティティーの問題とも関連づけることができる。アイデンティティーの問題に関する詳細は後述する。

リンダは自分の生い立ちと双子の兄リンデン (Linden) について語る (*Linda's Story* 144-160)。成長して犯罪者となったリンデンは好意を寄せていたマイラ・ウルフスキン (Myla Wolfskin) が州知事の子を持ったことを知る。

I suppose I am one of those people who just hates Indians generally and especially for they were at odds with my folks way back but especially my feeling is that Indian women are —what he called us, I don't want to say. He screamed at Mayla and said he loved her, yet she had another man's baby, [...]

(203; 下線付加)

リンデンは人種差別的で嫉妬にかられた暴力的なレイプ犯であり殺人犯でもある。マイラとジェラルディンにガソリンを掛けレイプしたうえ焼き殺そうとしたのだ。

I've been boning up on law. Funny. Laugh. He nudged me with his shoe. I know as much law as a judge. Know any judges? I have no fear. Things are the wrong way around, he said. But here in this place I make things the right way around for me. (203; 下線付加)

双子の妹リンダが彼の命を救うために自分の腎臓を移植してくれたにもかかわらず、彼がひげらかす法に関する知識とそれをあざ笑うかのような侮蔑がそこに描写されていく。

バジルは法律や過去の事件に関する知識を活用しリンデンが犯人であることを突き止めるが、法をバイフルとする者として、正義の実践を断念することになる。ジョーは、事件を適切に処理できなかった父親を責めるが、皮肉なことに法に忠実であるがゆえに法が足枷となってしまう。その後バジルは心臓発作を起こし、病院に運ばれる。

そこでジョーは自分の手でリンデンに制裁を下そうと決意する。ジョーの3人の親友のひとりであるキャッピー (Cappy) は、とても忠実な性格で、ジョーの正義の実践の協働主体となる。キャッピーは、ライフル銃を盗み、最終的にはリンデンを撃ち殺してしまう。キャッピーの本名はヴァージル・ラフルネイス (Virgil Lafournais) といい、ジョーがこの回想録を語り始める時点では既にこの世にはいない (a white cross on the Montana Hi-Line. His physical departure is marked there.(21))。

皮肉にもリンデンの言葉「強い者が弱い者を支配すべきなのだ、しかしいつも弱者が強者を引きずり下ろす “The strong should rule the weak. [...] It’s the weak who pull down the strong.” (203)」は、「弱き」立場であるはずの子供たちが正義を実践することと、自分の身を削っても双子の兄の命を救ったマイノリティを体現する女性でありかつ障がい者であるリンダのことを適切に描写している。

3. 法の複雑性と境界線：部族法・連邦法・州法の狭間で

次に、連邦と州 (federal, state) そして先住民 (tribal) の「法」の境界線の問題について考察する。アードリックは法の込み入った境界線について、本作品の Afterword で次のように述べている。

This book is set in 1988, but the tangle of laws that hinder prosecution of rape cases on many reservations still exists. “Maze of Injustice,” a 2009 report by Amnesty International, included the following statistics: 1 in 3 Native women will be raped in her lifetime (and that figure is certainly higher as Native women often do not report rape); 86 percent of rapes and sexual assaults upon Native women are perpetrated by non-Native men; few are prosecuted. (401; 下線付加)

ここではアメリカにおける法の複雑性と空白地帯について言及されている。都甲は、「アメリカ合衆国の中にネイティヴ・アメリカン居留地という名の植民地が存在し、今なおそこが法の空白地帯になっているという現実」(334) を指摘している。⁹ ここでいう「空白地帯」はタイトルにもなっている The Round House そのものでもある。先住民にとっての安息の場所であるとともに、絡み合った法の「空白地帯」でもある。

⁹ 「はじめに」で提示したように、法の管轄権に関わる複雑性と空白地帯の問題は、沖縄の米軍基地問題とも重ね比較考察することができる。

Chapter Three Justice (59-70)

[...]

On August 13, 1973, a Shaking Tent ceremony was conducted at the old round house just north of Reservation Lake. [...] (67)

Because of the round house, he said.

The old round house? Did it happen there?

He did not answer.

What happened to Mom, did it happen there?

Again, no answer. (69-70; 下線付加)

“Justice” の章では、The Round House が決定的な場所として登場する。犯罪が行われた場所、つまりジェラルディンがレイプされた場所が連邦政府の管轄下にある土地なのか、あるいは The Round House の敷地内なのかが、非常に重要な点である。

Where? said my father.

Somewhere. [...]

Three classes of land meet there, my father said. His voice pulled tight with fear. Tribal trust, state, and fee. That's why I'm asking.

[...]

Afterward, after. He dragged me up to the round house. (201; 下線付加)

ここで *The Round House* (269) という場所についてその役割と意味を検証する。「先住民の語りは、オーラル・トラディション、サヴァイヴァル・ユーモア、循環的時間の概念、部族神話を基盤」としている（徳永 31）。その先住民の伝統的な語りによると The Round House は次のように伝承されている。

[...] It was the round house. [...]

Your people were brought together by us buffalo once. You knew how to hunt and use us. Your clans gave laws. You had many rules by which you operated. Rules that respected us and forced you to work together. Now we are gone, but as you have once sheltered in my body, so now you understand. The round house will be my body, the poles my ribs, the fire my heart. It will be the body of your mother and it must be respected the same way. As the mother is intent on her baby's life, so your people should think of their children. (270; 下線付加)

先住民たちはバッファローによって集められ、狩りの方法やその後の利用法を習得する。そして先住民たちは法を作った。それはバッファローに体現される自然を尊重し、

共働することを強いる法だ。The Round House はかつて避難したバッファローの体内であり、柱はその肋骨、火はその心臓である。母なる自然そのものであり、動物も含め尊重されなければならない。それは伝承の中で次のように語り継がれているからでもある。

This was, in fact, said my father, the first system of Ojibwe law. The clan system punished and rewarded; it dictated marriages and regulated commerce; it told which animals a person could hunt and which to appease, which would have pity on the doodem or a fellow being of that clan, which would carry messages up to the Creator over to the spirit world, down through the layers of the earth or across the lodge to a sleeping relative.

[...], your own great-aunt was saved by a turtle. [...]

There are many stories of children who were forced to live alone, my father went on, including those stories from antiquity, in which infants were nursed by wolves. But there are also stories told from the earliest histories of western civilization of humans rescued by animals. (193-195; 下線付加)

法は伝承 (“law” と “lore” は同じ発音である) とも言い換えることができる。バジルがその法の信奉者であることは前述した。先住民の法は信仰であり、歴史であることは冒頭アードリックの言葉でも確認した通りである。

Here's the round house. Just behind it, you have the Smoker allotment, which is now so fractionated nobody can get much use out of it. [...] The round house is on the far edge of tribal trust, where our court has jurisdiction, though of course not over a white man. So federal law applies. Down to the lake, that is also tribal trust. But just to one side, a corner of that is state park, where state law applies. On the other side of that pasture, more woods, we have an extension of round house land. [...] which laws apply. (248-249; 下線付加)

アードリックは「非部族的要素と混じりながら語りの土台」(徳永 31) を形成している。非部族の法、つまり州と連邦の司法権が絡む交差点であり、ゆえに司法権の及ばない「空白地帯」を用意したのだ。境界線上にあるという象徴性は、リンデンに「法なら判事と同じくらい知っている」と自慢気に、そして侮蔑的に語らせ、用意周到に準備された犯行現場へと変貌させる。

居留地内での白人による重罪は郡や州の管轄になり、隣接する連邦の土地での犯罪は連邦が捜査することになるため、バジルの法は無力化されてしまう。この事件は居留地の住民が関わる犯罪に対する「植民地」対「連邦政府」の問題ともなる。ここで、実際の犯罪と適用される法システムについて確認する。

Criminal Jurisdiction on Reservations Not Affected by PL 280/State Jurisdiction¹⁰

<i>Indian Status</i>	<i>Type of Crime Major Crime (as defined by Major Crimes Act (MCA))</i>	<i>All Other Crimes</i>
Indian perpetrator, Indian victim*	Federal (under MCA) and tribal jurisdiction	Tribal jurisdiction
Indian perpetrator, non-Indian victim**	Federal (under MCA) and tribal jurisdiction	Federal (under General Crimes Act) and tribal jurisdiction
Non-Indian perpetrator, Indian victim	Federal jurisdiction (under General Crimes Act) ***	Federal (under General Crimes Act) jurisdiction***
Non-Indian perpetrator, non-Indian victim	State jurisdiction	State jurisdiction

Criminal Jurisdiction for States and Reservations Where PL 280 Applies

<i>Indian Status</i>	<i>Type of Crime Major Crime (as defined by Major Crimes Act (MCA))</i>	<i>All Other Crimes</i>
<i>Indian perpetrator, Indian victim*</i>	<i>State and tribal jurisdiction</i>	<i>State and tribal jurisdiction</i>
Indian perpetrator, non-Indian victim*	State and tribal jurisdiction	State and tribal jurisdiction
Non-Indian perpetrator, Indian victim*	State jurisdiction**	State jurisdiction**
Non-Indian perpetrator, non-Indian victim	State jurisdiction	State jurisdiction

¹⁰ <http://www.tribal-institute.org/lists/jurisdiction.htm> (4/12/2017 閲覧日)

*Under TLOA, a tribal government may request federal concurrent over crimes in PL 280 states, subject to approval of the U.S. Attorney General. *Note*: There is federal jurisdiction in Indian country for crimes of general applicability.

** Tribal jurisdiction for crimes under VAWA Title IX, when a tribe has opted in to Special Domestic [sic] Violence Criminal Jurisdiction (SDVCJ) .

現行の法を示す上記の表からは、犯罪そのものが連邦、州、部族による司法権で裁かれるという単純なことではなく、犯罪者と犯罪犠牲者の属性によって司法権の管轄が異なることが示されている。更に犯罪が行われた場所も重要になる。従って、居留地の境界線界限ではその司法権の管轄区の問題が更に複雑に絡み合っているといえるだろう。そこからは、どの司法権でも裁くことができずに取り残されてしまう「空白地帯」の問題があぶり出される。つまり、犯罪者に対する正義の追求の手が及ばないことが起こりうる。部族の法では復讐や仕返しといった行為は不正を正す正義の行為であるかもしれないが、一步外に出れば、あるいは加害者が先住民ではない場合、逆に罪に問われることにもなる。このように人種または民族をまたいでの復讐に対する正当性の問題は、アメリカにおいてはネイティブ・アメリカンだけに適合する問題ではないということにも触れておきたい。¹¹

4. インディアン（先住民）というアイデンティティー

このように複数の法の問題を更に複雑にしている要因は、「インディアン（先住民）」というアイデンティティーの問題が加わるからである。「先住民」と認定されるためには、証明書が必要となる。それは血統書というべきかもしれない。

準主権的地位を持ち、合衆国と国対国の関係に立つというためには、当該部族が合衆国政府によって憲法上の“Indian tribe”であると承認されることが必要である。承認手続としては、合衆国独立期から19世紀後半まで行われた条約締結によるもの、合衆国議会の制定法によるもの、大統領の行政命令によるもの、合衆国裁判所によるものなどがあるが、現在では1978年に合衆国内務省が定めた行政規則(25CFR83)によるものが一般的である。

承認部族は、その主権的権能として部族構成員を定めることができる。主権国家がその国民を定めることができるのと同様である。当該部族の血統を有することが構成員たる要件とされるのが通例であるが、血統の割合 (blood quantum) をどこまで求めるかも部族の決定に委ねられるのであり、比較的多くの部族は4分の1以上を要求している。(常本 29; 下線付加)

¹¹ 「復讐」という正義の形の問題は、John Grisham (1955-) の *A Time to Kill* (1989) に見るリベンジの正義性と同等に考えられるかもしれない。アフリカン・アメリカンが白人に対して行ったリベンジは、どの州で裁くかにより陪審員の人種構成が異なりどちらに有利になるかといった背景を考慮に入れる必要がある。

実際のところ、先住民は「血統の割合 (blood quantum)」の原則に従って定義されてきた。最初に入植者によって、その後は、部族自身によって異なる法が認定のために制定された。このような事実をアードリックは本作品のなかで次のように説明している。

From the government's point of view, the only way you can tell an Indian is an Indian is to look at that person's history. There must be ancestors from way back who signed some document or were recorded as Indians by the U.S. government, someone identified as a member of a tribe. And then after that you have to look at that person's blood quantum, how much Indian blood they've got that belongs to one tribe. In most cases, the government will call the person an Indian if their blood is one quarter — it usually has to be from one tribe. But that tribe has also got to be federally recognized. In other words, being an Indian is in some ways a tangle of red tape. (37-38; 下線付加)

連邦政府が「先住民」であることを認定する唯一の方法は、その人の「歴史」を確認することである。つまり、先祖が「先住民」としてアメリカ政府に記録されていること、または、部族の一員として認定されている必要がある。加えて、その人の先住民としての血の量が4分の1以上、つまり祖父母のうちのひとりが先住民でなければならない。但し連邦政府に認められた部族でなければならない。「先住民」であるためのアイデンティティー・ポリティックスが存在するということである。こうして先住民としてのアイデンティティーの問題は適応される法の問題を更に複雑にすることになる。

They came down over the border, where they were not exactly welcomed with open arms. Still, they were taken in by an unusually kindhearted chief who told the U.S. government that maybe it threw away its half-breed children and gave them no land, but that the Indians would take these children into their hearts. The generous full-bloods would have a hard time of it in the years to come, while the mixed bloods who already knew how to farm and husband animals fared better and eventually began to take over and even looked down on those who had rescued them. (253-254)

そして、「血統の割合」は「フルブラッド」、「ハーフブラッド」、「混血」という言葉によって差別的に言及される。ここでは、「血統の割合」による行動の歴史までもが一般化されて描写されている。このように、重要なアイデンティティーの認定と管理の仕事を任されているのがジョーの母ジェラルディンである。

My mother's job was to know everybody's secrets. The original census rolls taken in the area that became our reservation go back past 1879 and include a description of each family by tribe, often by clan, by occupation, by relationship, age, and original name in our language. Many people had adopted French or English names by that time, too, had been baptized and received thereby the name of a Catholic saint. It was my mother's task to parse the ever more complicated branching and inter branching tangle of each bloodline. (187; 下線付加)

ジェラルディンは、居留地に住む全員の「秘密」を管理していた。それは複雑に絡む「血統」を解析する仕事でもある。リンデンが彼女を襲った理由の一因にもなっている。

「国」（「植民地」）を持つことを認められている先住民性は、アフリカ系アメリカ人には決してできない形で、白人性に吸収されうる。それは先住民の「血」は薄まることを原則としているからだ。アメリカ政府に先住民として認められるということは、自然資源、特定の宗教や埋葬の慣習、何らかの教育や医療サービス、そして今日ではカジノの富に対する何らかの権利の承認の可能性を意味する。しかし歴史的に見れば、先住民のアイデンティティーが意味する最も重要なものは、領土や土地に対する潜在的な権利である。¹²先住民に適用される差別的な体制は、薄まる血と先住民性の「消滅」、彼らの土地を植民地から国土に収用しようとする原動力に通じている。¹³

5. 結論

アードリックは本作において、主人公ジョーの母親のレイプ事件をひとつの契機として、先住民に関わる司法権と管轄区の問題を浮かび上がらせた。そして、性的暴力犯罪から先住民の女性を守るべき法の無力化を、文化継承の担い手である子供による正義の成就へと昇華する過程を描くことで問題提起している。それが実践できたのは、現実のテキストである現行の法とフィクションとしての事件を絡めて相互作用させた結果であると捉えることができる。複数の先行研究で「マジックリアリズム (magic realism)」の手法に言及されている一因にもなっていると考えられる。¹⁴

¹² 「居留地」が本来は「保留地 (reserve された地)」であった史実からも理解できる。

¹³ アメリカ政府は約 100 年にわたり、10 万人以上のアラスカを含む先住民の子どもたちから文化、言語、宗教を奪い、白人の習慣に同化させる寄宿学校制度を支援してきた。1960 年代まで続いたこの政策は、今日も先住民のコミュニティに影響を与え続けている。米国はこれまで、Cultural Genocide による被害を黙認してきた。現在政府は「インディアン寄宿学校政策の真実と癒しの委員会」を設立し、30 州にまたがる 367 のインディアン寄宿学校で起こったことの記録と口頭での証言を収集し、被害を明らかにしようとしている。カナダでも同様なことが起こったとされている。

¹⁴ Liang Chen は、“Ecology, Return, Transgression: Realism in Louise Erdrich's *The Round House*”の中で、二重の物語構造を適用しアメリカ先住民の伝統的な神話的要素を取り入れています。そのため読者は、この作品に多くの現実的な特徴を客観的に見いだすことができるとしている。

このように本作は、先住民社会の伝統的な思考や方法が今日のアメリカ社会にどのように捉えられるかという実験でもある。先住民の歴史は法の歴史でもあるが、彼らの法だけでは、居留地外の犯罪や、部族以外の犯人からすべての先住民を守ることは困難である。無力化された法と前面に押し出される正義の実践という問題に加え、性差別と人種差別の折り重なった複合性こそが、先住民の女性に対する性犯罪が裁かれる可能性をさらに低くしていることを読み取ることができた。この点に関して、アードリックは、先住民の女性が直面する困難と、その困難が、部族のアイデンティティー、セクシュアリティとジェンダーに関わる女性差別的な認識から生じていることも描いている。一般的に先住民の女性が生涯において性的暴力を経験する確率は、米国の一般人口に比べて2.5倍高く、統計的には先住民女性の約37%が生涯において性的暴行を経験する可能性がある。バジルとジョーは、ジェラルディンの襲撃事件を解決する地元の司法制度をほとんど信用しておらず、その結果、ジョーは子供であるにも関わらず母親のレイプ犯に対する正義を実践する主体となった。

読者にとって本作は先住民の法システムの講義本であり、彼らがどのようにして法と向き合い戦ってきたかという歴史本でもある。アードリックが本作のあとがきで記しているように、2010年オバマ政権下で、ノースダコタ州上院議員が「部族法・秩序法」を提唱した。この法律に署名する際、大統領はこの状況を「我々の国家的良心に対する挑戦(an assault on our national conscience (401))」と呼んだ。この法律は、全米の部族裁判所の処罰能力を拡大するものである。従ってこの法律により、先住民の居留地で活動する部族裁判所は、先住民の犯罪者に対して下される刑事事件の実刑判決を増やすことができるようになった。これは、先住民の居留地での犯罪の取り締まりと司法を改善するための大きな一歩となった。

先住民の法とアイデンティティーの問題を顕在化させることにより、アードリックは現代アメリカ社会での法の欠陥を、文学により救済しようと試みた。法は正義と必ずしも連動しない。それは、目取真俊の「希望」における結論とも連動する。米兵の沖縄現地の少女に対するレイプ事件への正義の実践がアメリカ兵の子供の殺害であったように、文学になら実践できる正義の示し方がある。

最後に、一般的な「境界線(ボーダー)」という問題も視野に入れて今後の研究につなげる結論としたい。世界中いたるところで、多様な境界線の問題は解決する見通しが立っていない。南部メキシコとの国境(ボーダー)にあるアリゾナでは2010年オバマ政権下で成立した新移民法が人種差別的であるとして、アメリカ先住民を巻き込み抗議活動が活発になった。その背景には60年代から始まった先住民権利獲得の運動が他のマイノリティの運動とも連動して行われてきた。本作品の舞台であるノースダコタの北のボーダーはカナダとの国境である。アメリカ南部が抱える不法移民の問題とは別にそのボーダーにはパイプライン建設問題を抱えている。「境界線」の問題は、西洋的な正義のシステム(法による有罪か無罪かで処罰を判断する)と先住民的正義のシステムである「法」との間に消えることなく存在する「赤いライン」であり、それが消えるときは先住民性の「消滅」するときかもしれない。しかし、アード

リックは、部族のコミュニティー、家族や文化の伝統から得られる力、貧困や歴史的な権利剥奪や虐殺の重荷に直面する先住民たちの回復力についても描いていることを忘れてはならないだろう。

参考文献

- 越川芳明、杉浦悦子、鷺津浩子編.(2017).『“法”と“生”から見るアメリカ文学』悠書館.
- 小池理恵.(2020).「文学における焼身自殺—デリーロと目取真の自死のかわし方—」『常葉大学大学院国際言語研究科研究紀要』1, 1-12.
- 小林史明.(2020).『法と文学—歴史と可能性の探求—』北海道大学出版会.
- 都甲幸治.(2013).「母の襲撃—ルイーザ・アードリック『円い家』、『新潮』110 (5) 332-335.
- 常本照樹.(2014).「海外の先住民族政策～日本との比較の視点～」『開発こうほう』10, 28-31. https://www.hkk.or.jp/kouhou/file/no615_series-ainu.pdf (28/12/2021 閲覧日)
- 徳永紀美子.(2012).「部族の語りとポストモダニズムが会える場所—Erdrich 作品におけるハイブリディティー—」.『熊本県立大学文学部紀要』18, 31-44.
- 林田清明.(2015).『《法と文学》の法理論』勁草書房.
- 目取真俊.(2001).「希望」『沖縄 / 草の声・根の意志』世織書房.
- 余田真也.(2019).「聖なる子供—ルイーザ・アードリックの『ラローズ』における媒介と継承—」『白山英米文学』44, 15-38.
- Chen, L.(2017). “Ecology, Return, Transgression: Realism in Louise Erdrich’s *The Round House*.” *Intercultural Communication Studies XXVI*:2.
- Collen, L.(2001). *Mutiny*. Bloomsbury.
- Erdrich, L.(2012). *The Round House*. HaperCollins.
- Grisham, J.(1989). *A Time to Kill*. Arrow.
- McGRATHMAY, C.(2016).“Louise Erdrich on Her New Novel, ‘LaRose,’ and the Psychic Territory of Native Americans.” *New York Times Book Review*. <https://www.nytimes.com/2016/05/07/books/louise-erdrich-on-her-new-novel-larose-and-the-psychic-territory-of-native-americans.html> (04/12/2017 閲覧日)
- Medoruma, S.(1999). translated by Rabson, S. *Hope, Islands of Protest*. University of Hawai’i Press.
- Koike, R.(2016). Race Wars in CELL: a Reading of Lindsey Collen’s *Mutiny*. *Asian Journal of African Studies*. 35-49.
- Sevillano, L.R.(2016). “From Revenge to Justice: Perpetrator Trauma in Louise Erdrich’s *The Round House*.” *Revista de Estudios Norteamericanos* 20, 137-158.

- Tharp, J.(2014). “Erdrich’s Crusade: Sexual Violence in *The Round House*.”
Studies in American Indian Literatures, 26 (3), 25-40.
- Vlaicu, C.(2019). “There are Many Kinds of Justice”: Confessing Growing up an
Indian Legal Subject in Louise Erdrich’s *The Round House*.”
LINGUACULTURE 1. 29-45.

(2022年1月11日 受理)

